

意見第 1 号

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 12 月 21 日

提出者

議会運営委員会

委員長 小 路 貴 紀

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

(別紙)

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の５類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（下水疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、ＰＣＲ検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできない。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が、令和４年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところである。

よって、政府におかれては、令和５年９月１日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること及び事業実施に係る財政支援も行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年１２月２１日

水 俣 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
厚 生 労 働 大 臣	武 見 敬 三 様
国 土 交 通 大 臣	斉 藤 鉄 夫 様
感染症危機管理担当大臣	新 藤 義 孝 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様

衆議院議長 額賀福志郎様
参議院議長 尾辻秀久様